

長野県マンション管理適正化推進計画の策定について

建築住宅課

1 策定の背景

全国で築40年超の高経年マンションが増加し続ける中、老朽化を抑制し、周辺への危害等を防止するための維持管理の適正化や老朽化が進み維持修繕等が困難なマンションの再生に向けた取組の強化が喫緊の課題とされている。

令和2年6月、「マンションの管理の適正化の推進に関する法律」が改正され、地方公共団体が地域の実情に応じマンションの管理の適正化を推進できるよう、地方公共団体によるマンション管理適正化推進計画の策定や管理計画の認定制度、管理組合への助言、指導、勧告の実施等が新たに規定された。

2 計画の性格

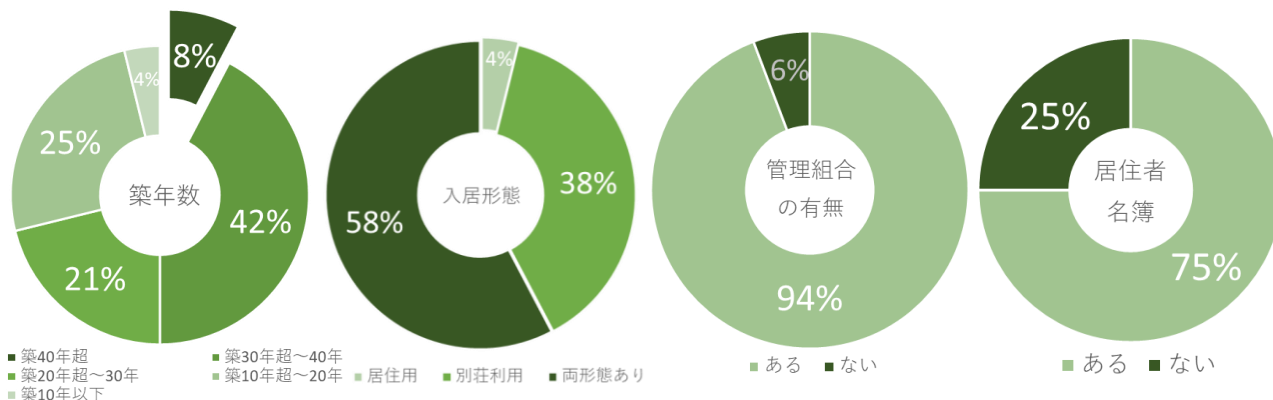
推進計画の策定により、管理状態の良好なマンションの管理計画の認定（マンション長寿命化税制適用要件）や、管理不全のマンションに対する助言・指導が可能となる。

3 県内（町村区域）マンションへのアンケート状況

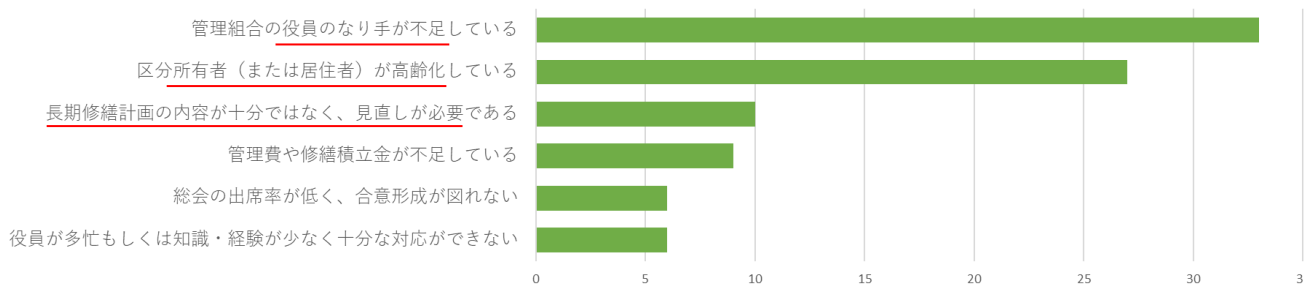
1) 調査状況（アンケート回収率：59.1%）

- ・調査対象： 県内の町村に立地する分譲マンションの管理組合（88団体）
- ・主な調査事項： 建築時期、戸数等概要、管理組合、長期修繕計画、修繕積立等の状況
- ・調査方法： アンケート用紙を郵送し、記入後の用紙を郵送で回収

2) 主な管理の状況



3) 管理組合が課題と考えていること（複数回答）



<出典：令和5年度 長野県内分譲マンション管理状況アンケート：（R5.12.31 現在）>

4 長野県マンション管理適正化推進計画素案

別添資料のとおり